

これからのまちづくりの指針 都市計画基本方針の素案まとまる

都市計画基本方針は、おおむね20年後の将来都市像を定め、それを実現していくための都市計画によるまちづくりの方針です。

都市計画は従来、県が広域的に策定する方針に基づいて定められてきました。より地域に密着したまちづくりを進めるために、平成4年に都市計画法が改正され、併せて市町村の都市計画基本方針を定めることになりました。

このたび、同方針の素案がまとまりました。全体構想の素案については下図の通りです。なお、全体構想の素案についてのパンフレットを市役所本館・分館案内、地区事務所などで近く配布します。



～ 将来の都市構造 ～

本市の市街地は海岸線に沿って細長い形で成長し、その後内陸部への拡大が図られてきています。今後とも効率的な市街地形態とするため、自然環境と農業との調和を図りながら、内陸部への伸展方向で新たな市街地の形成を図っていきます。

また、市街地の計画的な土地利用と都市環境の保全・形成を図るため、住宅地、商業業務地、工業地、流通業務地など、適切な機能配置のもとに、地区特性を生かした既成市街地の充実を図ります。

～ 都市構造を形づくる主要要素 ～

都市

白山地区・古町周辺地区・万代地区・新潟駅周辺地区を中心とした市街地は、中枢管理機能や商業業務機能の強化・充実を図り、環日本海の中核拠点都市にふさわしい都市の形成を目指します。

都市拠点

国際・文化・貿易・流通など、本市が担うべき都市機能の集積を図るため、それぞれの機能と立地特性が適合した地区に、都市拠点の形成を図ります。

アメニティ空間

自然と調和した潤いのあるまちづくりを進めるため、日本海や信濃川・阿賀野川・鳥屋野潟・佐潟などの水辺や、保安林などの保全・育成に努め、身近な緑へとつながる、水と緑の都市空間の形成を図ります。

都市交通

都市および都市拠点をはじめ、都市全体が総合的・広域的に機能するため、土地利用と整合し、環境に配慮した、道路網と公共交通機関網の確立を図ります。

市の望ましい将来の姿を実現するために

- すべての人々が安心して住み続けられる地域を目指したまちづくり
- 潤いと安らぎのある水と緑の自然と共生するまちづくり
- 人々が集い、ときめきの交流舞台となる都市の創造に向けたまちづくり
- を基本目標に定めてまちづくりを進めていきます

◎ 都市計画基本方針とは？

市では、これからの都市計画によるまちづくりの指針となる「都市計画基本方針」の策定に取り組んでいます。同方針は、市の望ましい将来の姿を実現するために策定するもので、策定後は、まちづくりの実践に活用していきます。

「市まちづくり基本方針策定委員会」(大熊孝委員長)で検討を重ね、このたび、同方針の素案がまとまりました。同策定委員会がまとめた素案については、市内8地区で「まちづくり検討会」を開催し、市民の皆さんから意見を伺っていきます。

◎ 市まちづくり基本方針策定委員会とは？

市まちづくり基本方針策定委員会は、学識経験者、市民団体、行政関係者などで構成しています。平成10年3月に発足し、都市計画基本方針に盛り込む、本市の具体的なまちづくりの将来像について検討を重ねてきています。